

小松市開発事業等に関する雨水流出抑制指導要綱

平成22年 3月19日 制定

平成28年10月 1日 改定

平成31年 1月 1日 改定

(目的)

第1条 この要綱は、開発事業等に関する雨水流出抑制施設の設置に関しての必要事項を定めることにより、水害発生防止及び市民生活環境の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定める通りとする。

一. 開発事業等 次に掲げる行為をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為

イ 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設の建築又は公共施設の大規模の修繕

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の建築（同条第13号に規定する建築をいう）又は建築物の大規模の修繕（同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）

エ 鉄道又は駐車場事業に係るもの

オ 別表1ならびに、その他市長が特に必要であると認めるもの

二. 開発区域 開発事業等を行う区域をいう。

三. 開発事業者 開発事業等を行う者をいう。

四. 雨水流出抑制施設 開発区域において、余剰となる雨水流出量を一時貯留する方法により抑制する施設および当該施設を補完するために設けられるポンプ施設、その他の施設の総体をいう。

(事前協議)

第3条 開発事業者は、開発事業等における面積が、別に定める「雨水流出抑制施設設置に関する事前協議」の取扱いについて規定される基準に該当する場合、あらかじめ雨水流出抑制について市と事前協議を行い、雨水流出抑制施設を設置しなければいけない。ただし、市が特に認める場合は、この限りでない。

(施設の設置基準)

第4条 前項に規定する雨水流出抑制施設は、別に定める「雨水流出抑制施設設置基準」による流出量を抑制できるものでなければならない。

また、雨水流出抑制施設は開発事業等に係る区域内で流出抑制機能が確保でき、かつ、良好な維持管理が可能な場所に設置しなければならない。

(費用の負担)

第5条 雨水流出抑制施設の設置工事は、開発事業者の負担において実施するものとし、設置に係る調査、計画および検討は、市の指導により開発事業者が実施するものとする。

(施設の維持管理)

第6条 第3条の規定により設置された雨水流出抑制施設は、適正に維持管理されなければならない。

(瑕疵担保責任)

第7条 市長が管理者となる場合において、雨水流出抑制施設が引渡された日から3年以内に工事の瑕疵による不具合が認められた場合には、開発事業者において市長との協議により必要な措置を行わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に開発行為等に係る関係法令に規定する許可の申請等が行われた当該開発行為等については、この要綱の規程は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 1月 1日から施行する。

別表1

開発事業等	対象面積	
	市街化区域	その他の区域
・運動レジャー施設等 ・墓地 ・太陽光発電施設 ・都市計画区域外において、建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物を建築しようとする場合	1,500㎡以上	3,000㎡以上